

## 川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ニューファーム事業地区内等の農地に対し、農業団地として整備改善を図るため、農業協同組合、土地改良区、土地改良法に基づく共同施行及び農家の組織する団体等が行う事業の経費に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「ニューファーム事業地区」とは川崎市ニューファーム地区設定要綱において指定された地域をいう。

2 この要綱において「土地基盤整備事業」とは、別表1に掲げる事業をいう。

3 この要綱において「経営近代化施設整備事業」とは、別表2に掲げる事業をいう。

4 この要綱において「環境整備事業」とは、別表3に掲げる事業をいう。

5 この要綱において「揚水施設整備事業」とは、別表4に掲げる治水対策として設置した水利施設の代替施設として必要と認められる事業をいう。

6 この要綱において「事業主体」とは、補助事業を行う者をいう。

7 この要綱において「補助対象経費」とは、事業の実施に必要な経費をいう。  
ただし、飲食関係経費等は補助対象としない。

### (補助率及び補助対象)

第3条 市長は、補助対象経費に対して次の補助率の範囲で補助金を交付するものとする。ただし、各年度の予算の範囲内とする。

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| (1) 土地基盤整備事業    | 100%以内 |
| (2) 経営近代化施設整備事業 | 80%以内  |
| (3) 環境整備事業      | 100%以内 |
| (4) 揚水施設整備事業    | 80%以内  |

(5) その他市長が特に認める事業 80%以内

2 算出した補助金の千円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 第1項の補助金の交付対象者は、第1条に掲げる団体等とする。ただし、次の各号に該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの。

(3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

#### （補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、ニューファーム整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画・報告書（第2号様式）

(2) 収支予算・決算書（第3号様式）

(3) 工事の施工においては、その実施設計書

2 概算払を必要とする場合には、補助金概算払要望調書（第4号様式）を前項の補助金交付申請書に添えるものとする。

#### （補助金の交付の決定）

第5条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合には、速やかに書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容を調査し、適正と認めたものについて補助金の交付を決定し、交付指令書（第5号様式）により事業主体に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ申請者又は前項の交付の決定を受けたものが、第3条第3項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認

を行うものとする。ただし、当該確認のために個人情報 を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、前項に掲げる条件のほか、補助事業者等による補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

（1）補助助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業者等が補助事業等に係る工事の発注等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならないこと。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

イ その他市長が必要と認めるとき。

（2）その他市長が必要と認める条件

#### （事業の変更等）

第6条 事業主体は、次の各号に該当する場合には、速やかにニューファーム整備事業変更申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（1）経費の配分又は事業の内容の変更（ただし、経費の配分における工事費への流用及び事業量におけるその30%を超えない増減を除く。）

（2）事業の中止又は廃止

#### （変更等の承認）

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合には、内容を審査

し、適正と認めたものについて、ニューファーム整備事業変更承認書（第7号様式）により事業主体に通知するものとする。

#### **（出来形払）**

第8条 事業施行中において、事業が天災その他不可抗力により事業が継続できなくなった場合、市長は、その事業の出来形に対し補助することができる。

2 前項の補助を受けようとするときは、被害を受けた日から5日以内に、ニューファーム整備事業出来形補助申請書（第8号様式）に、工事既成調書（第9号様式）及び損害明細書（第10号様式）を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。

#### **（事業着手の時期）**

第9条 事業の着手は、第5条の規定による補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

#### **（事業着手報告）**

第10条 事業主体は、第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業を着手したときは、速やかにニューファーム整備事業着手報告書（第11号様式）に契約書の写、入札てん末書、工事着手届、工事内訳書及び工事工程表を添えて市長に提出しなければならない。

#### **（工事完成報告）**

第11条 事業主体は、事業の工事を完成したときは、速やかに工事完成報告書（第12号様式）に工事完成届を添えて市長に提出しなければならない。

#### **（事業実績報告）**

第12条 事業主体は、事業を完了したときは、ニューファーム整備事業実績報告書（第13号様式）に次の（1）～（5）号に掲げる書類を添えて、事業完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しな

なければならない。

(1) 事業計画・報告書（第2号様式）

(2) 収支予算・決算書（第3号様式）

(3) 工事の施工においては、その出来高設計書

(4) 発注実績報告書（第14号様式）

(5) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第15号様式）

2 前項第4号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第5条第3項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第16号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第5号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第5条第3項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

#### **（完成検査）**

第13条 市長は、前条の規定による書類の提出があった場合には、速やかに書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容を検査するものとする。

### **(補助金の確定及び交付)**

第14条 市長は、前条の規定による検査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（第17号様式）により事業主体に通知するものとする。

2 事業主体は、前項通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出し、市長は補助金を交付するものとする。ただし、市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

### **(補助金の返還)**

第15条 市長は、事業主体が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- (3) この要綱により提出する書類に偽りの記載があったとき。
- (4) その他不正行為があると認めたとき。
- (5) 第3条第3項各号のいずれかに該当することがわかったとき。
- (6) 第5条第3項各号又は第12条の規定に違反したとき。

### **(書類の整備)**

第16条 事業主体は、補助金の交付を受けたときは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

### **(財産の目的外使用)**

第17条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次の各号

に掲げる財産及び施設（以下「財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供しようとするときは、ニューファーム整備事業財産目的外使用に関する承認申請書（第18号様式）又はニューファーム整備事業財産譲渡に関する承認申請書（第19号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）不動産及びその従物

（2）1件5万円以上の建築物、構築物又は農機具で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経しないもの

#### （財産の管理）

第18条 財産は、常に良好の状態で管理し、その設置目的に則して最も効率的な運用を図らなければならない。

2 前項に定める財産の中の施設の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとするときは、事業主体は、ニューファーム整備事業施設の更新届（第20号様式）を市長に提出しなければならない。

#### （届出事項）

第19条 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく文書をもってその旨を市長に届出なければならない。

（1）住所又は氏名を変更したとき。

（2）天災その他不可抗力のため損害等を受けたとき。

#### （その他）

第20条 この要綱に定めのない事項については、別途、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和48年8月21日から実施し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

別表1 土地基盤整備事業

事業種目	事業内容	事業の規模
1 ほ場整備事業	農地につき行う区画整備及びこれと関連して施工することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水及び農道等に関する事業	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
2 交換整備事業	1 交換分合 農用地集団化の啓蒙普及、経営調査、測量、計画図作成、交換分合計画図作成、認可申請等 2 農地整備 交換分合と一体の計画のもとで行うかんがい排水、畑地かんがい及び農道等	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
3 農地造成改良事業	未こん地からの農地造成及び既こん地からの樹園地、飼料畑等への転換造成並びにこれと一体として施工することを目的とする農用地の改良、造成改良に必要なかんがい排水施設及び農道等に関する事業	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
4 農地造成改良 附帯事業	農地造成改良事業と一体としての果樹園の改植、園地内道路等の附帯事業	
5 畑地かんがい 事業	畑地かんがい施設の新設、管理等に関する事業	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
6 かんがい事業	農業用排水施設に関する事業	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
7 農道整備事業	農道整備に関する事業	全幅員2m以上のものとする。
8 土壌改良事業	土壌改良に関する事業	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
9 農地防災事業	農地防災及び保全等に関する事業	一事業地区の関係面積は、0.5ha以上とする。
10 土地改良事業	土地改良区又は土地改良法に基づく共同施行の設立、事業計画、換地計画、登記又は解散等に関する事業	

別表2 経営近代化施設整備事業

事業種目	事業内容	事業の規模
1 園芸協業施設 2 水田作協業施設 3 畑作協業施設	育苗施設、定置配管施設、運搬施設、たい肥舎、防風柵、温室管理（給水加温）施設、かん水施設、農機具格納庫並びに附帯施設、生産利用機械・機具防除用機械、農業用機械修理センター、防鳥網、防薬網	1 やさい作協業施設作付面積1ha以上 2 花き作協業施設作付面積1ha以上 3 果樹作協業施設作付面積1ha以上 4 温室（ハウスを含む）協業施設5,000㎡以上 5 水田作及び畑作協業施設作付面積1ha以上
4 畜産協業施設	放牧施設、家畜用水施設、定置配管施設及び家畜飼養管理用機械	作付面積1ha以上
5 園芸団地造成	1 温室（ハウスを含む）れき耕施設及び附帯施設 2 果樹棚、果樹園管理施設及び附帯施設 3 果樹苗木導入	1 温室団地（ハウスを含む）一団地5,000㎡以上 2 果樹団地一団地3ha以上
6 畜産団地造成	畜舎及び附帯施設（環境整備施設を含む）	1 酪農団地一団地乳牛40頭以上 2 肉豚団地一団地常時飼育頭数400頭以上 3 種豚団地一団地常時飼育頭数40頭以上 4 養鶏団地一団地採卵鶏常時飼養羽数10,000羽以上
7 流通施設及び農業観光施設	野菜、果樹、畜産等集出荷貯蔵施設、直売所、養魚池、駐車場及び休息所等	
8 処理加工施設	加工用機械及び施設	

別表3 環境整備事業

事業種目	事業内容	事業の規模
1 営農環境施設整備事業	1 環境基盤 連絡道、集落道、集落排水施設等 2 環境施設 多目的集会所、農村広場、集落防災安全施設、簡易給水施設、農業用廃棄物処理施設、親水施設等	個々の施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なもの
2 生活・文化向上施設整備事業	1 文化保存伝習施設 2 健康管理施設 3 体験農業施設 生きがい農園、学童・福祉農園、体験農園 4 ふれあい施設等	個々の施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なもの

別表4 揚水施設整備事業

事業種目	事業内容	事業の規模
1 農業用井戸整備事業	既存水利施設に代替する農業用井戸・ポンプ新設事業	生産緑地地区指定を受けている農地かつ、一部または全部で毎年一定量の水利が見込まれる農地

「既存水利施設」とは農業灌漑施設として設置され、その後の市街化等により主な利用目的が、水路の維持用水としての利用となった堰をいう。

「一定量」とは、夏季に複数日、田や樹園地に貯水するための水量をいう。  
 補助金の交付対象者は、別表1から別表3は団体、別表4は個人とする。

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業補助金交付申請書

年度ニューファーム整備事業補助金について、次のとおり交付を受けたいので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書 (第2号様式)
- 2 収支予算書 (第3号様式)
- 3 その他第4条に規定するもの (※第4条第1項第3号及び第4条第2項に該当する場合のみ添付すること)
  - (1) 実施設計書
  - (2) 補助金概算払要望調書 (第4号様式)

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

申請者 (法人にあつては、役員も含む。)

フリガナ 氏名	性別 (任意)	住所	生年月日

第2号様式

事業計画・報告書

1 事業の目的

2 交付を受けようとする、又は交付を受けた補助金額

\_\_\_\_\_ 円

3 事業内容及び事業費

事業名	
事業種目	
事業内容	
事業の規模	
施工箇所	
事業主体	
事業費	円
着手予定年月日	年 月 日
完成予定年月日	年 月 日
摘要	

4 事業費の内訳

(単位：円)

事業種目	事業費	経費負担区分			摘要
		市補助金	借入金	自己負担金	
計					

第3号様式

収支予算・決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額 本年度予算額	本年度予算額 前年度予算額	比較増減	備考
市補助金				
借入金				
自己負担金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額 本年度予算額	本年度予算額 前年度予算額	比較増減	備考
工事費				
用地補償費				
設計委託費				
工事雑費				
計				

第4号様式

補助金概算払要望調書

(単位：円)

事業種目	概算払を必要とする理由	地区名	概算払の時期	金額	摘要
			第 四半期		
合 計					

川崎市指令 第 号

住所

氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名 様

交 付 指 令 書

年 月 日付けで申請のあつたニューファーム整備事業補助金については、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の条件を付けて円の交付を決定します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 この補助金は、川崎市ニューファーム整備事業以外に使用しないこと。
- 2 川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

担当  
連絡先

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業変更申請書

年 月 日付け交付指令書により通知のあつたニューファーム整備事業を次のとおり変更（※中止、廃止）したいので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

- 1 変更（※中止、廃止）の理由
- 2 変更の内容（※中止又は廃止の場合は不要）

事業種目	事業内容	変更内容	変 更 前	変 更 後

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名 様

ニューファーム整備事業変更承認書

年 月 日付けで申請のあったニューファーム整備事業の変更（※中止廃止）、  
については、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり  
承認します。

年 月 日

川 崎 市 長

事業種目	事業内容	変更内容	変 更 前	変 更 後

担当  
連絡先

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業出来形補助申請書

年度ニューファーム整備事業について、 年 月 日の災害により損害を受けたので、次のとおり出来形に対し補助を受けたいので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 工事既成調書 (第 9 号様式)
- 2 損害明細書 (第 10 号様式)

第 9 号様式

工 事 既 成 調 書

補助金交付決定年月日	年 月 日
指 令 番 号	
事 業 名	
事 業 種 目	
実 施 設 計 額	円
請 負 額	円
既 成 工 事 額	円
既 成 年 月 日	
摘 要	

第 1 0 号様式

損 害 明 細 書

工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
被 害 年 月 日	年 月 日
被 害 原 因	
被 害 状 態	
被 害 見 積 額	円
摘 要	被害状態については、別紙写真のとおり

(宛先) 川 崎 市 長

住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業着手報告書

年 月 日付け交付指令書により通知のあつたニューファーム整備事業を次のとおり着手したので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第10条の規定により提出します。

事 業 種 目	
契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
完 成 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 施 工 者	
施 工 方 法	
事 業 費	
そ の 他	①工 事 費 円 ②設 計 委 託 費 円 ③工 事 雑 費 円 ④ 計 円

(宛先) 川 崎 市 長

住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日付け交付指令書により通知のあつたニューファーム整備事業の工事が次のとおり完成したので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第11条の規定により提出します。

事 業 種 目	
契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
事 業 施 工 者	
施 工 方 法	
事 業 費	
そ の 他	①工 事 費 円 ②設 計 委 託 費 円 ③工 事 雑 費 円 ④ 計 円

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住所

氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニ ュ ー フ ェ ー ム 整 備 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け交付指令書により通知のあつたニューファーム整備事業が次のとおり完了したので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第12条の規定により提出します。

- 1 事業報告書 (第2号様式)
- 2 収支決算書 (第3号様式)
- 3 その他第12条に規定するもの
  - (1) 出来高設計書
  - (2) 発注実績報告書 (第14号様式)
  - (3) 入札 (見積り) が行えないことに係る理由書 (第15号様式)
  - (4) 誓約書 (第16号様式)

発注実績報告書

(宛先) 川崎市 長

住 所

氏 名 団体にあつては名称

及び代表者の氏名

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第12条第1項第4号に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

---

2. 発注先

---

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第12条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

**(注)市内中小企業者の定義**

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

氏名 団体にあつては名称及び代表者の氏名

## 誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(宛先)

補助事業者名 団体にあつては名称及び代表者の氏名

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名 (署名、または記名押印)

資本金の額 円

職員総数 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

年 第 号  
月 月 日

住所

氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

年 月 日

川 崎 市 長

ニューファーム整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありましたニューファーム整備事業補助金  
については、その内容を検査し、次のとおり補助金の額を確定しましたので、川崎市ニュー  
ファーム整備事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき通知します。

- 1 交 付 決 定 年 月 日
- 2 交 付 決 定 通 知 番 号
- 3 対 象 事 業 名
- 4 補 助 対 象 と な る 経 費
- 5 交 付 決 定 額
- 6 確 定 額

担当  
連絡先

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業財産目的外使用に関する承認申請書

年度ニューファーム整備事業の財産を次のとおり目的外使用したいので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第17条の規定により申請します。

- 1 目的外に使用する理由
- 2 承認申請に係る施設の概要
  - (1) 事業種目
  - (2) 施設の所在地
  - (3) 構造及び規模
  - (4) 事業費及び市補助金額
- 3 承認申請に係る事項
  - (1) 目的外使用に係る期間
  - (2) 利用の内容又は方法
- 4 利用実績
- 5 添付書類
  - (1) 財産台帳
  - (2) 管理規定等

(宛先) 川 崎 市 長

申請者 住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業財産譲渡に関する承認申請書

年度ニューファーム整備事業の財産を次のとおり譲渡したいので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第17条の規定により申請します。

1 譲渡する理由

2 承認申請に係る施設の概要

- (1) 事業種目
- (2) 施設の所在地
- (3) 構造及び規模
- (4) 事業費及び市補助金額

3 承認申請に係る事項

- (1) 譲渡先
- (2) 譲渡の時期
- (3) 譲渡後における管理方法
- (4) 譲渡について条件

4 利用実績

5 添付書類

- (1) 財産台帳
- (2) 管理規定等

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

届出者 住所  
氏名 団体にあつては名称  
及び代表者の氏名

ニューファーム整備事業施設の更新届

年度ニューファーム整備事業の施設を次のとおり更新（※移転、増築、改築、模様替え等を記入）したいので、川崎市ニューファーム整備事業補助金交付要綱第18条の規定により届出ます。

- 1 更新（※移転、増築、改築、模様替え等を記入）の理由
- 2 更新（※移転、増築、改築、模様替え等を記入）に係る施設の概要

	変 更 前	変 更 後
事 業 種 目		
施 設 の 所 在 地		
構 造 及 び 規 模		
事 業 費		
市 補 助 金 額		
地 元 負 担 金		

- 3 更新等予定工期 年 月 日 ～ 年 月 日

- 4 添付書類

- (1) 設計書
- (2) その他